

奈良市公報

号 外 第 13 号

平成22年 6 月 7 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……	1
○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………	2
○奈良市簡易水道施設布設工事負担金徴収規則……………	4
○奈良市契約規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市公有財産規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則……………	5
○奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	5
○奈良市証紙条例施行規則を廃止する規則……………	7
○奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則…	9
○奈良市地区計画形態意匠条例施行規則……………	9
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則……………	17
○奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則……………	25
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則……………	26
○奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則……………	28

規 則

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 8 号

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
奈良市食品衛生法施行細則（平成14年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（管理運営基準）

第 5 条 条例第 2 条第 1 号カ(キ)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 加熱又は加工されていない原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (2) 食肉その他の加熱されていない食品を取り扱った設備、機械器具等は、当該食品以外の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (3) 食品取扱者以外の者を作業場にみだりに立ち入らせないこと。

2 条例第 2 条第 1 号カ(ケ)の規則で定める事項は、次のと

おりとする。

- (1) 原材料及び製品への金属、ガラス、ほこり、洗浄剤その他の異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
- (2) 分割し、又は細切した食肉等について、異物の混入がないか否かを確認するとともに、異物の混入が認められた場合には、異物による汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
- (3) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造の工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (4) 原材料、製品及び容器包装をロットを形成する製品ごとに管理し、記録すること。
- (5) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

3 条例第 2 条第 1 号キ(ア)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第 370号）に規定する飲用適の水に該当すること。
- (2) 遊離残留塩素（塩素による消毒をしている場合に限る。）については、0.1ミリグラム毎リットル以上であること。

4 条例第 2 条第 1 号キ(イ)の水質検査は、次のとおり行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項について、年に 1 回以上検査を行うこと。
- (2) 公衆衛生上影響が著しいと市長が認める営業については、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について必要に応じ検査を行うこと。

5 条例第 2 条第 1 号ク(ア)の規則で定める要件は、次のいずれかに該当すること（食肉販売業の許可を受けた者が、当該許可に係る施設における飲食店営業の許可を受けて当該施設において市長が定める方法により調理したソーセージを販売する営業（以下「自家製ソーセージの販売の営業」という。）をしようとする場合にあっては、食品衛生管理者の資格を有する者又は市長が指定する講習会を受講し、かつ、次のいずれかに該当する者であること。）とする。

- (1) 食品衛生管理者又は食品衛生監視員（以下「監視員」という。）になることができる資格を有する者であること。
- (2) 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者又は船舶料理士の資格を有する者であること。

(3) 市長が指定する衛生講習会を受講した者であること。
(4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者であること。

6 条例第 2 条第 1 号シに規定する飲食店営業のうち規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 同一内容の食品を同時に50食以上調理する飲食店営業
(2) 同一内容の食品を 1 日に300食以上調理する飲食店営業
(3) 仕出し、弁当、給食その他複数の者に提供する料理を調理する飲食店営業のうち前 2 号に掲げるもの以外のもの

7 条例第 2 条第 1 号シの規定による検食の保存は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。この場合において、営業者は、検食に係る製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、これを保存するよう努めるものとする。

(1) 前項第 1 号の飲食店営業 調理済みの食品を食品ごとに50グラム以上ずつ清潔な容器に入れ、摂氏零下20度以下で 2 週間以上保存すること。
(2) 前項第 2 号の飲食店営業 前号に定める方法で保存するほか、当該食品の原材料を原材料ごとに50グラム以上ずつ清潔な容器に入れ、摂氏零下20度以下で 2 週間以上保存すること。
(3) 前項第 3 号の飲食店営業 調理済みの食品を食品ごとに50グラム以上ずつ清潔な容器に入れ、摂氏10度以下で72時間以上保存するよう努めること。

第 7 条第 2 項中「第 5 条第 2 項の水質基準」を「第 5 条第 3 項の基準」に改める。

第16条中「条例第 2 条第 8 号」を「条例第 2 条第 1 号ク(ア)」に改める。

別記第 3 号様式中「条例第 2 条第 3 号ウの水質基準」を「規則第 5 条第 3 項の基準」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成22年 3 月18日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月18日
奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 9 号
奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第22号中「過誤納金還付請求書兼領収書」を「過誤納金還付請求書」に改める。

別記第29号様式中
「あなたが納付（入）された市税が納め過ぎになりました。裏面をご覧の上、この通知書と過誤納金還付請求書兼領収書で還付金をお受けとりください。」

納 税 者 住 所 (所在地)	を
氏 名 (名 称)	様方 様 名

「還付金請求権者
住 所
(所在地) に || 氏 名 (名 称) | |

あなたが納付（入）された市税が納め過ぎになりました。
裏面をご覧の上、還付金をお受け取りください。」
「過 誤 納 金 還 付 通 知 書」を「過誤納金還付（充当）通知書」に、「奈良市長 氏 名」を「奈良市長 氏 名」に、

この通知書の還付金を受けとる際の注意事項	を
----------------------	---

「

銀行支払済印

に改め、「救済方法」の次に「及び還付金を受け取る際の注意事項」を加える。

第29号様式の 3 中
「あなたが納付（入）された市税が納め過ぎになりました。裏面をご覧の上、この通知書と過誤納金還付請求書兼領収書で還付金をお受けとりください。」

納 税 者 住 所 (所在地)	を
氏 名 (名 称)	様方 様 名

「還付金請求権者
住 所
(所在地) に || 氏 名 (名 称) | |

あなたが納付（入）された市税が納め過ぎになり

ました。

裏面をご覧の上、還付金をお受け取りください。 」

「過 誤 納 金 還 付 通 知 書」を「過誤納金還付 (充 当)
通知書」に、「奈良市長 氏 名」を「奈
良市長 」に、

この通知書の還付金を受けとる際の注
意事項

を

「

銀行支払済印

に改め、「救

済方法」の次に「及び還付金を受け取る際の注意事項」を
加える。

別記第31号様式を次のように改める。

過誤納金還付請求書
兼口座振込依頼書

発行No.

年 月 日

還 付 金 額	円				

還付金請求権者
住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

年 度	税 目
年度	

口座振込 (下記の口座に振り込んでください。)

上記の金額を請求します。

住所

年 月 日 氏 名

(還付金請求権者)

(あて先) 奈良市長

電話番号

口 座 振 込 依 頼 書

金 融 機 関	銀行・農協 信金・信組・労金	支 店 名	本店・支店 出張所
種 別	普通・当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

支払場所

支払期間

銀行支払済印

奈良市認印

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年3月18日揭示済)

奈良市簡易水道施設布設工事負担金徴収規則をここに公布する。

平成22年3月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第10号

奈良市簡易水道施設布設工事負担金徴収規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市簡易水道条例(平成17年奈良市条例第31号)第10条の2の規定に基づき、給水のため特に配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の布設工事を必要とする場合の市長が定める費用(以下「工事負担金」という。)及びその負担方法について定めるものとする。

(布設工事)

第2条 工事負担金を徴収する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 申込場所の接する道路に配水管等がない場合において、市長が定める配水管等の布設工事をするとき。
- (2) 申込場所の接する道路に既設の配水管等がある場合において、増口径布設替えする工事(次号において「改良工事」という。)の必要が生じたとき。
- (3) 第1号の場合において、接続する既設の配水管等の改良工事の必要が生じたとき。
- (4) 既設の配水管等に、移転の必要が生じたとき。

(工事負担金)

第3条 工事負担金の額は、次の各号に定める費用により設計した額の合計額とする。

- (1) 材料費(市長が定める材料代価表による。)
- (2) 工事費(市長が定める工事代価表による。)
- (3) 道路復旧費(道路管理者が定める基準に基づき市長が定める。)
- (4) 設計委託料(設計委託に要した経費)

2 前項の規定にかかわらず、前条各号に規定する布設工事の工事負担金の額は、前項各号に規定する費用の合計額(開発事業によるもの以外のものについては、当該合計額の70パーセントに相当する額)とする。

3 水道施設布設工事を行うに際し、特別な工事等をする必要がある場合は、当該特別な工事等に要する費用を第1項の規定にかかわらず、別に算出した額とする。

(負担方法)

第4条 工事負担金は、前納とし、市長が発行する納入通知書により、当該納入通知書の発行月の翌月の末日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する指定納期から15日を過ぎても、工事負担金を納付しないときは、当該給水の申込みを取り消したものとみなす。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(工事負担金の精算)

第5条 工事負担金は、工事完了後速やかに精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月18日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第11号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第27条中「3.6パーセント」を「3.3パーセント」に改める。

別記2の第29条第2項中「第51条第1項」を「第53条第1項」に改め、別記2の第34条第6項、第45条第2項及び第3項並びに第51条第3項中「3.6パーセント」を「3.3パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別記2の第29条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の奈良市契約規則の規定は、平成22年4月1日以後の締結に係る契約から適用する。

(平成22年3月26日揭示済)

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第12号

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則

奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(1)から別記第1号様式(4)までの規定中「昭和」及び「㊦」を削る。

別記第1号様式の2中「昭和」を削る。

別記第10号様式(1)及び別記第11号様式から別記第14号様式までの規定中「昭和」及び「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈

良市公有財産規則の規定に基づき作成されている用紙は、
当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成22年 3 月26日揭示済)

奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則をここに公
布する。
平成22年 3 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第13号

奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則
奈良市公用車管理規則（昭和47年奈良市規則第30号）の
一部を次のように改正する。
第 8 条中「第74条の 2 第 1 項」を「第74条の 3 第 1 項」
に改める。
第 9 条中「第74条の 2 第 2 項」を「第74条の 3 第 4 項」
に改める。
別記第10号様式中「㊤」を削る。
「明治
別記第11号様式中「㊤」及び 大正 を削る。
昭和」

附 則
肝臓の機能障害の状態及び所見

(施行期日)
1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、
第 8 条及び第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈
良市公用車管理規則別記第10号様式及び別記第11号様式
の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要
な修正をして使用することができる。
(平成22年 3 月26日揭示済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。
平成22年 3 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第14号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する
規則
奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則
第29号）の一部を次のように改正する。
別記第 5 号様式に次のように加える。

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日（第 1 回）		検査日（第 2 回）	
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度・中程度以上 おおむね l		なし・軽度・中程度以上 おおむね l	
血清アルブミン値	g/dl		g/dl	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dl		mg/dl	

合計点数	点	点
3 点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロ ンビン時間、血清総ビリルビン 値)	有 ・ 無	有 ・ 無

注 1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する 2 回の診断・検査結果を記入すること。
注 2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh分類〉

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	$3.5 g/dl$ 超	$2.8 \sim 3.5 g/dl$	$2.8 g/dl$ 未満
プロトロンビン時間	70% 超	40～70%	40% 未満
血清総ビリルビン値	$2.0 mg/dl$ 未満	$2.0 \sim 3.0 mg/dl$	$3.0 mg/dl$ 超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注5 肝臓移植を実施した者であつて、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	血小板数50,000/mm ³ 以下	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日 年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日 年 月 日	
	胃食道静脈瘤治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日 年 月 日	
日常生活活動の制限	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有 ・ 無
	最終確認日 年 月 日	
	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある	有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある	
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある	有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

別記第 7 号様式中「免)」を「免・肝)」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月26日揭示済)

奈良市証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第15号

奈良市証紙条例施行規則を廃止する規則

奈良市証紙条例施行規則（昭和24年奈良市規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 奈良市証紙条例を廃止する条例（平成22年奈良市条例第 7 号。以下「廃止条例」という。）附則第 3 項の規定に基づき未使用証紙（廃止条例附則第 2 項に規定する未使用証紙をいう。以下同じ。）を返還して券面額に相当する額の還付金を受けようとする者は、奈良市証紙払戻請求書（附則別記様式）に返還しようとする当該未使用証紙を添えて市長に請求しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、未使用証紙の返還及び還付金の支払について必要な事項は、市長が別に定める。

附則別記様式（附則第2項関係）

奈良市証紙払戻請求書

年 月 日

（あて先）奈良市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
電話番号

印

奈良市証紙条例を廃止する条例附則第3項の規定に基づき、未使用の奈良市証紙を返還しますので、下記のとおり還付金を請求します。

記

還付金請求額	計		円
（返還証紙の内訳）		円	枚
		円	枚
		円	枚
		円	枚
		円	枚

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合			本 店 支 店 出張所
口座の種別	普通・当座	口 座 番 号		
口座名義人	フリガナ			

..... 切 り 取 り

預かり書

様

還付金請求額	計		円
（返還証紙の内訳）		円	枚
		円	枚
		円	枚
		円	枚
		円	枚

奈良市証紙払戻請求書及び上記証紙をお預りしました。

受付印

口座振込予定日 年 月 日

（金融機関の都合により振込が遅れる場合があります。）

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第16号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「使用しようとする日」の次に「(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この号及び第 4 号において同じ。)の属する月の初日前 2 箇月に当たる日から使用しようとする日前 7 日に当たる日まで」の間。ただし、体育館（奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良市都祁体育館に限る。）、武道場又は弓道場を独占使用する場合は、使用しようとする日」を加え、同項第 4 号中「3 月前から 7 日前まで」を「属する月の初日前 2 箇月に当たる日から使用しようとする日前 7 日に当たる日まで」に改める。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認めるときは、使用の日後 1 箇月に当たる日までに納付することができる。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第17号

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市地区計画形態意匠条例（平成 22 年奈良市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定又は通知の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による認定を受けようとする者又は条例第 8 条第 2 項の規定による通知をした者は、地区計画区域内における建築物等の計画認定申請（通知）書（別記第 1 号様式）2 通に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、建築物等の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 建築物等の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状態を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示したものに限る。）

で、縮尺2,500分の 1 以上のもの

(2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状態を示す写真

(3) 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面（申請に係る建築物等と他の建築物等及び植栽との別、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。）で、縮尺100分の 1 以上のもの

(4) 建築物等の色彩（日本工業規格 Z 8721 に定める色の 3 属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値（以下「マンセル値」という。）を表示したもの）が施された全面の立面図で、縮尺50分の 1 以上のもの

(5) 次に掲げる図書等

ア 建築物等の各階平面図及び屋上又は屋根の平面図

イ 建築物等の断面図

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の様式)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の認定証は、認定証（別記第 2 号様式）のとおりとする。

2 前項の認定証の交付は、前条第 1 項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

(通知書の様式)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書は、適合しない旨の通知書（別記第 3 号様式）のとおりとする。

2 前項の通知書の交付は、第 2 条第 1 項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 条例第 5 条第 3 項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書は、期間内に認定できない旨の通知書（別記第 4 号様式）のとおりとする。

(行為着手の制限の例外となる工事)

第 5 条 条例第 5 条第 4 項及び第 8 条第 4 項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(違反建築物等の公示の方法)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める方法は、公告並びに広報紙及びホームページへの掲載とする。

(身分証明書の様式)

第 7 条 条例第 6 条第 5 項及び第12条第 2 項に規定する証明書は、別記第 5 号様式によるものとする。

(違反建築物等の設計者等の通知)

第 8 条 条例第 7 条の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

2 前項の通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には、条例第 6 条第 1 項の規定による処分の内容を記載

した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第9条 条例第9条第1項の認定があった旨の表示は、奈良市地区計画形態意匠条例による認定済証（別記第6号様式）のとおりとする。

(適用の除外)

第10条 条例第10条第2項第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内にある建築物等
- (2) 奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）第4条第1項の規定により奈良県指定有形文化財として指定された建築物等
- (3) 奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項の規定により奈良市指定文化財として指定された建築物等
- (4) 奈良まほろば・景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により指定された都市景観形成建築物等
- (5) 景観形成上支障がないと認められる建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第5項に規定する仮設建築物等
- (6) 地下に設ける建築物等又はその部分
- (7) 非常災害のための応急措置として建築される建築物等又はその部分
- (8) 塀、垣、さくその他の囲壁で囲まれた敷地内における道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない工作物
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれの少ない小規模な建築物等として市長が認める建築物等又はその部分

(行為の完了の届出)

第11条 条例第11条の規定による届出は、地区計画区域内における建築物等の行為完了届出書（別記第7号様式）に行為の完了後の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第12条 市長は、条例第12条第1項の規定により、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、建築物等の工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物等について、その建築等に関する工事のうち屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

- 2 市長は、条例第12条第1項の規定により、その職員に、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物等の屋外に面する部分及び当該部分に使用する建築材料並びに設計図書その他関係書類を検査させることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

地区計画区域内における建築物等の計画認定申請（通知）書

（あて先）奈良市長

申請者 住 所
（通知者）氏 名
電 話

奈良市地区計画形態意匠条例第 5 条第 1 項の認定を申請
第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり計画を通知します。

地区計画の名称		奈良市_____地区整備計画区域			
工 事 主	氏名のフリガナ				
	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
設 計 者	資 格	() 建築士 () 登録第 _____ 号			
	氏 名				
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号			
	所 在 地				
	電 話 番 号				
工 事 監 理 者	資 格	() 建築士 () 登録第 _____ 号			
	氏 名				
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号			
	所 在 地				
	電 話 番 号				
工 事 施 工 者	氏 名				
	営 業 所 名	建設業の許可 () 第 _____ 号			
	所 在 地				
	電 話 番 号				
行 為 の 場 所 等	地 名 地 番				
	敷 地 面 積	m ²	主要用途		
行 為 の 概 要	建 築 物				
	工 作 物				
行 為 の 期 間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項					

備考 1 申請者が法人のときは、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押してください。
2 この申請（通知）書には、関係図書を添えてください。

別紙1

建築物の概要（棟番号 / ）

行 為 の 種 類	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更）			
建 物 用 途				
建 築 面 積	㎡（うち増築・改築 部分の面積 ㎡）			
延 床 面 積	㎡（うち増築・改築 部分の面積 ㎡）			
高 さ	m			
階 数	地上	階	地下	階
構 造	造 一部 造			
屋外に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽 m		その他（ ） m	
修繕若しくは模様 替え又は色彩の変 更に関する事項	立 面 の 各 面 の 合 計 面 積	㎡		
	外観の変更に係る 部分の見付面積	外壁（窓等開口部を含む。）	屋根（立面の面積）	合 計
		㎡	㎡	㎡
	仕 上 げ（材料・方法）		色 彩（マンセル値）	
屋 根				
外 壁				
軒 裏				
備 考				

別紙2

工作物の概要（番号 ）

行 為 の 種 類	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更）		
種 類			
高 さ	m		
見 付 面 積	合計	㎡（うち増築・改築 部分の面積 ㎡）	
構 造	造 一部 造		
修繕若しくは模様 替え又は色彩の変 更に関する事項	立 面 の 各 面 の 合 計 面 積	㎡	
	外観の変更に係る 部分の見付面積		
	仕 上 げ（材料・方法）		色 彩（マンセル値）
基 本 部 分			
そ の 他 の 部 分			
備 考			

広告物の概要（番号 ）

4 備考

第 3 号様式（第 4 条関係）

適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により奈良市地区計画形態意匠条例第 4 条の形態意匠
の制限に適合しないものと認めましたので、同条例第 5 条第 3 項
第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 申請（通知）年月日 年 月 日

2 計画の場所

（理由）

（注）この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 4 号様式（第 4 条関係）

期間内に認定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

1 申請（通知）年月日 年 月 日

2 計画の場所

上記のとおり申請のあった計画は、次の理由により奈良市地区計画形態意匠条例第 5 条第 2 項
第 8 条第 3 項に規定する期間内に
認定できないので、同条第 3 項の規定により通知します。
同 項

（理由）

第 5 号様式（第 7 条関係）

（表）

第 号

証 明 書



所属
氏名
(年 月 日生)

上記の者は、奈良市地区計画形態意匠条例第 6 条第 5 項及び第12条第 2 項の規定により、立入検査をすることが
できる者であることを証明します。

年 月 日発行

奈良市長 印

（注）裏面に奈良市地区計画形態意匠条例の抜粋を記載する。

第6号様式（第9条関係）

奈良市地区計画形態意匠条例による認定済証	
認定年月日番号	
認定証交付者	
建築等工事主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場監理者氏名	
認定に係るその他の事項	

※ 認定済証の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。

第7号様式（第11条関係）

地区計画区域内における建築物等の行為完了届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

届出者 住 所
氏 名

印

奈良市地区計画形態意匠条例第11条の規定により、次のとおり届出します。

行為の場所	奈良市
行為の種類	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更）・広告物
建築物等の用途	建築物・工作物（用途）・広告物
行為の届出（通知）日	年 月 日
認定日	年 月 日
認定番号	
行為の着手日	年 月 日
行為の完了日	年 月 日
※ 事務処理欄	

備考 1 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第18号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

公室、部	室	課 (センター・所・工場)	係
市長公室		秘書課	総務係 秘書係
		政策調整室	
		人事課	人事係 研修係 給与係 福利厚生係
		広報広聴課	広報係 広聴係 情報公開係
		行政経営課	
企画部		企画政策課	
		交通政策課	
		環境政策課	計画係 対策係
		産業廃棄物対策課	審査係 指導啓発係 自動車リサイクル係
総務部		財政課	予算統括係 財務調査係 資金調整係
		文書法制課	文書管理係 法制係 統計係
		情報政策課	情報政策係 情報化推進係 情報処理係
		管財課	管財係 庁舎管理係 車両管理係
		保健所等複合施設準備室	
	契約室	契約課	
		工事検査課	
	税務室	市民税課	総務係 税制係 課税第一係 課税第二係
		資産税課	償却資産係 土地第一係 土地第二係 家屋第一係 家屋第二係
		納税課	管理係 収納係

		滞納整理課	滞納整理係 滞納処分係
		債権整理課	
市民生活部		市民課	総務係 住民記録係 証明係 戸籍係 印鑑登録係
		生活環境課	
		病院事業課	地域医療係 建設準備係
		国保年金課	健診係 給付係 賦課係 徴収係 国民年金係
		市民安全課	生活安全係 危機管理係
市民活動部		市民活動推進課	総務係 地域活動推進係 市民参画係
		文化・スポーツ振興課	総務係 文化振興係 スポーツ振興係
		生涯学習課	生涯学習係 地域学校連携係
	人権文化推進室	人権施策課	人権施策係 施設係
		人権啓発課	
		男女共同参画課	
保健福祉部		福祉総務課	企画調整係 地域福祉支援係 指導監査係
		障がい福祉課	企画管理係 自立支援給付係 在宅支援係 生活支援係 精神福祉係
		福祉医療課	医療第一係 医療第二係 高齢者医療係
		保護第一課	総務係 保護第一係 保護第二係 保護第三係
		保護第二課	医療介護係 保護第四係 保護第五係 保護第六係
	子育て支援室	子育て課	企画係 支援係 給付係
		保育課	総務係 保育係 放課後児童育成係
		介護福祉課	給付係 保険料係 予防係 施設指導係

		介護認定課	認定係 調査係			公園緑地課	公園管理係 公園整備係
		長寿福祉課					
環境清 美部		企画総務課	計画係 指導係	まちづ くり指 導室		開発指導課	指導係 審査係
		衛生浄化 センター				建築指導課	耐震改修促進係 指導係 審査係
		業務改善課	職員係 改善係			景観課	計画係 審査指導係
		施設課		建設部	道路室	土木管理課	施設管理係 明示係 占用係 宅地造成係
		リサイクル 推進課	計画指導係 収集再生 第一係 収集再生第二 係			道路維持課	施設管理係 維持補修 係 舗装道補修係
		収集課	総務係 車両係 作業 第一係 作業第二係 作業第三係 作業第四 係 作業第五係 作業 第六係 作業第七係 作業第八係			土木管理 センター	維持補修係 舗装道補 修係
						道路建設課	企画調整係 道路整備 第一係 道路整備第二 係
						街路課	用地係 建設係
		まち美化推 進課	管理係 作業第一係 作業第二係 大型ごみ 収集係	下水道 室	下水道総務 課	企画経営係 料金係 排水設備係	
		環境清美工 場	総務係 施設第一係 施設第二係 施設第三 係 施設第四係 施設 第五係 管理第一係 管理第二係		下水道維持 課	調査計画係 維持管理 係 施設係	
		土地改良清 美事務所	総務係 工事係		下水道建設 課	企画調整係 下水道整 備第一係 下水道整備 第二係 東部下水道係	
		河川課	企画調整係 建設係				
				宮繕課	企画調整係 教育施設 係 公共施設係 施設 耐震係 設備係 保全 計画係		
				住宅課	企画調整係 管理係 宮繕係 建設係		
観光経 済部	観光戦 略室	観光企画課		第3条庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改め、同条に次の1項を加える。 2 政策調整室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) マニフェストに掲げる政策の進ちょく管理と所管課との連絡調整に関すること。 (2) 市長特命事項の調査研究及び調整に関すること。 第4条福利厚生係の部分に次の1号を加える。 (6) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく職員の子どもの手当に関すること。 第5条広聴係の部分の第1号中「市民の陳情、投書及び各種要望」を「市政に関する意見及び要望」に改め、同条情報公開係の部分の第1号中「開示の」の次に「請求の」を加え、同部分の第4号を次のように改める。 (4) 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止			
		観光交流課	観光振興係 国際交流係				
		商工労政課	総務係 商工振興係				
	農林課	農政係 振興係 耕地係					
都市整 備部	都市計 画室	都市計画課	総務係 土地利用係 都市施設係 市街地整備係				
		J R奈良駅 周辺開発事 務所					
		西大寺南区 画整理事務 所					

の請求の受付に関すること。

第 5 条情報公関係の部分の第 5 号中「個人情報取扱事務」を「個人情報ファイル簿の整備」に改める。

第 6 条第 9 号中「外部監査」を「包括外部監査」に改める。

第 9 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号から第14号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第11条の見出しを「(環境政策課の事務)」に改め、同条第 1 項中「環境保全課」を「環境政策課」に改め、同項計画係の部分中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の報告に関すること。

第11条第 1 項対策係の部分の第 1 号中「及び大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)」を「、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)」に改め、同条第 2 項を削る。

第13条第 1 項財政第一係の部分中「財政第一係」を「予算統括係」に改め、同項財政第二係の部分中「財政第二係」を「財務調査係」に改め、同項財政第三係の部分中「財政第三係」を「資金調整係」に改め、同条第 2 項中「財政第一係、財政第二係及び財政第三係」を「予算統括係、財務調査係及び資金調整係」に改める。

第14条の 2 第 1 項情報処理第一係の部分中「情報処理第一係」を「情報処理係」に改め、同項情報処理第二係の部分中を削り、同条第 2 項を削る。

第15条の次に次の 1 条を加える。

(保健所等複合施設準備室の事務)

第15条の 2 保健所等複合施設準備室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) (仮称)保健所等複合施設の管理に関すること(営繕工事を除く。)
- (2) (仮称)保健所等複合施設内事務室等の配置に関すること。
- (3) (仮称)保健所等複合施設内の秩序維持、防火、防犯及び美観に関すること。
- (4) (仮称)保健所等複合施設の電話、電気、ガス及び水道に関すること。
- (5) 室の庶務に関すること。

第16条の見出しを「(契約室契約課の事務)」に改め、同条中「監理課」を「契約室契約課」に改め、同条第 7 号中「課」を「室及び課」に改める。

第16条の次に次の 1 条を加える。

(契約室工事検査課の事務)

第16条の 2 契約室工事検査課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 工事の検査員の総括管理に関すること。
- (2) 工事の検査の総括管理に関すること。
- (3) 工事積算事務、工事関係調査等の総括管理に関すること。
- (4) 工事の実施設図書等の審査に関すること。

(5) 積算室の管理に関すること。

(6) 総合評価落札方式に関すること。

(7) 公共工事のコスト縮減対策に関すること。

(8) 国土交通省土木工事に關しての国の会計検査等の連絡調整に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

第17条第 1 項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改め、同項市民税第一係及び市民税第二係の部分中「市民税第一係」を「課税第一係」に改め、同条第 2 項中「市民税第二係」を「課税第二係」に改め、同条第 2 項中「市民税第一係及び市民税第二係」を「課税第一係及び課税第二係」に改める。

第19条及び第19条の 2 を次のように改める。

(税務室納税課の事務)

第19条 税務室納税課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

管 理 係

- (1) 市税の過誤納金の還付に関すること。
- (2) 市税の口座振替に関すること。
- (3) 市税の窓口収納業務に関すること。
- (4) ふるさと納税に関すること。
- (5) 市税の検収に関すること。
- (6) 県民税の納付手続に関すること。
- (7) 市税の決算に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

収 納 係

- (1) 現年度分の市税の収納に関すること。
- (2) 現年度分の市税の督促及び催告に関すること。
- (3) 市・県民税の特別徴収に関すること。
- (4) 法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税及び特別土地保有税の収納に関すること。
- (5) 市税の公的年金からの特別徴収に関すること。
- (6) 過年度分の市税の収納に関すること。
- (7) 納税呼びかけセンターに関すること。

(税務室滞納整理課の事務)

第19条の 2 税務室滞納整理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

滞納整理係

- (1) 滞納繰越分の市税の収納に関すること。
- (2) 滞納繰越分の市税の催告に関すること。
- (3) 滞納繰越分の市税の徴収猶予に関すること。
- (4) 滞納繰越分の市税の滞納処分の執行停止に関すること。
- (5) 滞納繰越分の市税の不納欠損処分に関すること。
- (6) 滞納繰越分の市税の照会及び回答に関すること。
- (7) 税収納支援システムに関すること。
- (8) 市・県民税の特別徴収、法人市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税の累積滞納整理に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

滞納処分係

(1) 滞納繰越分の市税の差押及び参加差押に関する こと。 (2) 滞納繰越分の市税の公売に関すること。 (3) 滞納繰越分の市税の交付要求に関すること。 (4) 滞納繰越分の市税の収納に関すること。 (5) 市・県民税の特別徴収、法人市民税、市たばこ税、 特別土地保有税、入湯税及び事業所税の累積滞納処 分に関すること。 2 前項に規定する滞納整理係及び滞納処分係に共通する 事務の範囲等については、滞納整理課長が定める。 第19条の2の次に次の1条を加える。 (税務室債権整理課の事務) 第19条の3 税務室債権整理課の分掌事務は、おおむね次 のとおりとする。 (1) 税外未収債権の管理についての指導及び調査に関す ること。 (2) 税外未収債権の回収についての指導及び助言に関す ること。 (3) 国保年金課、保育課、介護福祉課、下水道総務課及 び住宅課所管の債権の整理に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。 第20条庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」 に改め、同条証明係の部分の第1号中「庶務係」を「総務 係」に改める。 第23条庶務係の部分进行削り、同条給付係の部分及び健診 係の部分进行次のように改める。 健 診 係 (1) 国民健康保険事業の企画、調査及び運営に関する こと。 (2) 国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に関するこ と。 (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (4) 特定健診及び特定保健指導に関すること。 (5) 保健事業に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。 給 付 係 (1) 診療請求及び審査に関すること。 (2) 保険給付金の支払その他保険給付に関すること。 (3) 一部負担金の賦課徴収に関すること。 (4) 保健事業に関すること。 (5) 被保険者の資格事務に関すること。 第25条危機管理係の部分进行削り、同条生活安全係の部分 に次の1号を加える。 (5) 課の庶務に関すること。 第25条に次のように加える。 危機管理係 (1) 地域防災計画に関すること。 (2) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (3) 自主防災組織に関すること。 (4) 防災訓練及び防災意識の啓発に関すること。 (5) 防災行政無線に関すること。	(6) 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。 (7) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。 (8) 危機管理の調査、研究及び関係機関との連絡調整 に関すること。 (9) 国民保護計画に関すること。 (10) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急 対処事態対策本部に関すること。 第26条管理係の部分中「管 理 係」を「総 務 係」 に改め、同部分中第8号を第11号とし、第7号の次に次の 3号を加える。 (8) 住居表示に関すること。 (9) 町の区域及びその名称の変更等に関すること。 (10) 住居表示審議会に関すること。 第26条市民参画係の部分中第2号を次のように改める。 (2) 市民公益活動に関すること。 第26条住居表示係の部分进行削り。 第26条の2管理係の部分中「管 理 係」を「総 務 係」に改める。 第26条の3生涯学習係の部分の第1号中「生涯教育」を 「生涯学習」に改め、同部分中第2号进行削り、第3号を第 2号とし、第4号から第6号まで进行1号ずつ繰り上げ、第 5号の次に次の1号を加える。 (6) 社会教育関係団体の総括に関すること。 第26条の3生涯学習係の部分中第8号进行削り、第9号を 第8号とし、第10号を第9号とする。 第28条进行次のように改める。 (人権文化推進室人権啓発課の事務) 第28条 人権文化推進室人権啓発課の分掌事務は、おおむ ね次のとおりとする。 (1) 人権啓発センターの維持管理に関すること。 (2) 人権文化センターに関すること。 (3) 人権意識の普及及び高揚に関すること（人権施策課 の主管に属するものを除く。）。 (4) 人権啓発の推進に関すること。 (5) 人権学習相談及び学習支援に関すること。 (6) 人権に関する資料の収集及び提供に関すること。 (7) 人権啓発資料の作成、活用及び展示に関すること。 (8) 人権教育・啓発推進本部に関すること（人権施策課 の主管に属するものを除く。）。 (9) 人権教育に関すること（学校における人権教育を除 く。）。 (10) 課の庶務に関すること。 第30条企画調整係の部分中第3号进行削り、第4号を第3 号とし、第5号から第9号まで进行1号ずつ繰り上げ、同条 地域福祉支援係の部分の第10号中「保護課」を「保護第一 課及び保護第二課」に改め、同部分に次の2号を加える。 (11) 慰霊塔公園に関すること。 (12) 月ヶ瀬福祉センター及び都祁福祉センターに関す ること。 第30条指導監査係の部分の第2号中「中央福祉学院」を 「国立保健医療科学院及び中央福祉学院」に改め、同部分
--	--

に次の 1 号を加える。

(3) 厚生統計調査に関すること。

第31条の 3 第 1 項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総務 係」に改め、同条医療介護係の部分で削り、同条保護第一係及び保護第二係の部分中

「保護第二係」を「保護第二係 保護第三係」に改め、同部分の第 3 号及び第 4 号中「庶務係」を「総務係」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「及び保護第二係」を「、保護第二係及び保護第三係」に改める。

第31条の 4 第 1 項保護第三係、保護第四係及び保護第五係の部分中

「保護第三係 保護第四係 保護第四係 保護第五係 保護第五係 保護第六係」に改め、同部分の前に次のように加える。

医療介護係

- (1) 指定医療機関等の指定に関すること。
- (2) 指定医療機関等の診療内容の審査及び診療報酬額の決定に関すること。
- (3) 指定介護機関の指定に関すること。
- (4) 指定介護機関の介護内容の審査及び介護報酬額の決定に関すること。
- (5) 医療券の発行に関すること。
- (6) 介護券の発行に関すること。
- (7) その他医療扶助、介護扶助、医療支援給付及び介護支援給付に関すること。

第31条の 4 第 2 項中「保護第三係、保護第四係及び保護第五係」を「保護第四係、保護第五係及び保護第六係」に改める。

第32条の見出しを「(子育て支援室子育て課の事務)」に改め、同条中「子育て課」を「子育て支援室子育て課」に改め、同条庶務係の部分で削り、同条子育て企画係の部分中「子育て企画係」を「企 画 係」に改め、同部分の第 3 号を次のように改める。

(3) 少子化対策施策の企画及び調整に関すること。

第32条企画係の部分に次の 4 号を加える。

- (4) 保育事業の企画及び調整に関すること。
- (5) 保育所の整備計画に関すること。
- (6) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- (7) 室及び課の庶務に関すること。

第32条子育て支援係の部分で次のように改める。

支 援 係

- (1) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。
- (2) 母子相談に関すること。
- (3) 母子関係諸団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- (4) その他母子及び寡婦福祉に関すること。
- (5) 子育て支援推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(6) 児童福祉施設に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による援護、育成及び更生の措置に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(8) 家庭児童相談に関すること。

(9) 養育支援訪問事業に関すること。

(10) 児童関係諸団体の指導育成及び連絡調整に関すること。

(11) その他児童福祉に関すること。

第32条給付係の部分の第 3 号中「関すること」の次に「(職員に関するものを除く。)」を加え、同部分中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 子ども手当に関すること（職員に関するものを除く。）。

第33条の見出しを「(子育て支援室保育課の事務)」に改め、同条中「保育課」を「子育て支援室保育課」に改め、同条庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改め、同部分中第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 保育事業の企画及び調整に関すること（子育て課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 保育所の整備計画に関すること（子育て課の主管に属するものを除く。）。

第36条の 3 第 2 号中「老人保健福祉計画」を「老人福祉計画」に改める。

第37条第 1 項庶務係の部分で削り、同項計画係の部分中第 6 号を第 9 号とし、第 1 号から第 5 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同部分に第 1 号から第 3 号までとして次の 3 号を加える。

- (1) し尿の収集、運搬又は処分の委託に関すること。
- (2) 大阪湾フェニックス計画に関すること。
- (3) 全国都市清掃会議に関すること。

第37条第 1 項計画係の部分に次の 2 号を加える。

- (10) 環境清美施設（事務厚生棟及び駐車場棟に限る。）の維持管理に関すること。
- (11) 部及び課の庶務に関すること。

第39条第 1 項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改める。

第40条作業第二係の部分の第 2 号中「、取締り」を削り、同部分中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第41条第 1 項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改める。

第42条第 1 項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改める。

第45条振興係の部分中「振 興 係」を「総 務 係」に改め、同部分中第 5 号を第11号とし、第 4 号の次に次の 6 号を加える。

- (5) 労働関係の資料収集、調査研究及び広報に関すること。
- (6) 労働者の福祉に関すること。

(7) 労働相談に関すること。 (8) 労働関係行政機関及び労働関係諸団体との連絡調整に関すること。 (9) シルバー人材センターに関すること。 (10) 勤労者総合福祉センターの管理に関すること。 第45条労政係の部分を削る。 第46条農政係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。 (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に伴う開発協議に関すること。 第46条耕地係の部分中第9号を削る。 第47条庶務係の部分中「庶務係」を「総務係」に改め、同条計画第一係の部分中「計画第一係」を「土地利用係」に改め、「（昭和43年法律第100号）」を削り、同条計画第二係の部分中「計画第二係」を「都市施設係」に改める。 第50条庶務係の部分中「庶務係」を「公園管理係」に改め、同部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を第13号とし、同号の前に次の7号を加える。 (6) 公園、緑地及び児童遊園の維持改良工事の設計、施行及び監督に関すること。 (7) 公園、緑地、児童遊園、ちびっこ広場等の管理に関すること。 (8) グリーンサポート制度に関すること。 (9) 公園、緑地等の引継ぎに関すること。 (10) 公園、緑地等の敷地の境界明示に関すること。 (11) 都市公園台帳等の整備及び保管に関すること。 (12) 公園整備係所管の工事に係るしゅん工検査に関すること。 第50条公園緑地第一係の部分中「公園緑地第一係」を「公園整備係」に改め、同部分の第6号中「公園緑地第二係」を「公園管理係」に、「竣工検査」を「しゅん工検査」に改め、同号を同部分の第7号とし、同部分中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同部分に第1号として次の1号を加える。 (1) 都市公園事業に係る認可申請、補助申請及び執行事務手続に関すること。 第50条公園緑地第二係の部分を削る。 第51条庶務係の部分を削り、同条指導係の部分中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同部分に第1号及び第2号として次の2号を加える。 (1) 奈良市開発指導要綱（昭和62年奈良市告示第229号）の改正等に係る調査に関すること。 (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定に関すること。 第51条指導係の部分に次の1号を加える。 (8) 室及び課の庶務に関すること。 第52条庶務係及び指導係の部分を削り、同条耐震改修促進係の部分に次の2号を加える。 (5) 建築動態統計調査に関すること。	(6) 課の庶務に関すること。 第52条耐震改修促進係の部分の次に次のように加える。 指導係 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく許可、認定、承認及び認可に関すること。 (2) 道路の位置の指定に関すること。 (3) 違反建築物の是正及び処分に関すること。 (4) 建築審査会に関すること。 第52条審査係の部分の第8号中「（昭和54年法律第49号）」を「の審査」に改め、同部分に次の1号を加える。 (12) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。 第53条を次のように改める。 （まちづくり指導室景観課の事務） 第53条 まちづくり指導室景観課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 計画係 (1) なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）に基づく景観計画及び都市景観形成地区の運用、調査及び協議に関すること。 (2) 景観まちづくりの推進に関すること。 (3) 景観形成の支援施策に関すること。 (4) 景観資源の活用に関すること。 (5) 景観審議会に関すること（教育委員会の主管に属するものを除く。）。) (6) 奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）に関すること。 (7) 歴史的景観都市協議会等の関係団体との連絡調整に関すること。 (8) 開発行為の調整に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。 審査指導係 (1) 奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）に関すること。 (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）に基づく許可及び届出並びに区域の明示及び証明に関すること。 (3) 奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条例第32号）に基づく環境保全地区内における行為届出の副申に関すること。 (4) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づく手続に関すること。 (5) 奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）に基づく屋外広告物に関すること。 (6) 景観審議会に関すること（教育委員会の主管に属するものを除く。）。) (7) 古都保存連絡協議会等の関係団体との連絡調整に関すること。 (8) 近畿地方都市美協議会等の関係団体との連絡調整に関すること。
---	---

2 前項に規定する計画係及び審査指導係に共通する事務の範囲については、景觀課長が定める。 第54条用地管理第一係の部分中「用地管理第一係」を「明 示 係」に改め、同条用地管理第二係の部分中「用地管理第二係」を「占 用 係」に改める。 第55条第 1 項庶務係の部分进行削り、同項営繕係の部分中「営 繕 係」を「施設管理係」に改め、同部分に次の 1 号を加える。 (4) 課の庶務に関すること。 第55条第 2 項作業第一係の部分中「作業第一係」を「維持補修係」に改め、同項作業第二係の部分中「作業第二係」を「舗装道補修係」に改める。 第56条第 1 項庶務係の部分进行削り、同項企画調整係の部分进行次のように改める。 企画調整係 (1) 道路事業及び道路災害復旧事業に係る補助申請並びに執行事務手続に関すること。 (2) 道路関係団体との連絡調整に関すること。 (3) 交通安全施設整備事業及び通学路整備事業の企画、調査、測量、設計、施行並びに指導監督に関すること。 (4) 開発行為等の事前協議及び調整に関すること。 (5) 電線共同溝の整備に関すること。 (6) 道路事業に係る用地の取得（用地の取得に伴う損失補償に関することを含む。）に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。 第56条第 1 項道路第一係及び道路第二係の部分中「道路第一係」を「道路整備第一係」に改め、同部分の第 5 号中「企画調整係」の次に「及び道路整備第二係」を加え、「竣工検査」を「しゅん工検査」に改め、同部分の次に次のように加える。 道路整備第二係 (1) 道路新設・改良事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。 (2) 道路災害復旧事業の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。 (3) 道路橋の耐震補強工事に関すること。 (4) 市道の舗装新設に関すること。 (5) 企画調整係及び道路整備第一係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関すること。 (6) 道路事業に係る用地の取得（用地の取得に伴う損失補償に関することを含む。）に関すること。 第56条第 2 項中「道路第一係及び道路第二係」を「道路整備第一係及び道路整備第二係」に改める。 第56条の 2 庶務係の部分中「庶 務 係」を「用 地 係」に改め、同部分中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。 (2) 都市計画街路事業に係る用地の取得（用地の取得	に伴う損失補償に関することを含む。）に関すること。 第56条の 2 街路第一係の部分中「街路第一係」を「建設 係」に改め、同条街路第二係の部分进行削る。 第57条の見出しを「(下水道室下水道総務課の事務)」に改め、同条第 1 項中「下水道室下水道管理課」を「下水道室下水道総務課」に改め、同項庶務係の部分及び維持管理係の部分进行次のように改める。 企画経営係 (1) 下水道経営計画等に関すること。 (2) 下水道関係団体との連絡に関すること。 (3) 下水道事業費特別会計に関すること。 (4) 消費税確定申告に関すること。 (5) 室及び課の庶務に関すること。 料 金 係 (1) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委託した事務に係るものを除く。）並びにその他の収入金に関すること。 (2) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。 (3) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に係る調査に関すること。 第57条第 1 項調査計画係の部分进行削り、同項排水設備係の部分の第 1 号中「公共下水道等」を「公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下この項において「公共下水道等」という。）」に改め、同部分に次の 3 号を加える。 (7) 合併浄化槽の助成に関すること。 (8) 事業所等の水質指導に関すること。 (9) 公共下水道管理者及び都市下水路管理者以外の者が行う宅地内設備（都市計画法に基づく開発行為を含む。）の審査及び指導に関すること。 第57条第 2 項进行削る。 第58条进行次のように改める。 (下水道室下水道維持課の事務) 第58条 下水道室下水道維持課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 調査計画係 (1) 公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下この条において「公共下水道等」という。）の供用開始の公示に関すること。 (2) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の作成及び管理に関すること。 (3) 公共下水道等の使用に関すること。 (4) 公共下水道管理者及び都市下水路管理者以外の者が行う下水道設備（都市計画法に基づく開発行為を含む。）の審査及び指導に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。 維持管理係 (1) 公共下水道等の維持管理に関すること。 (2) 維持管理用資材及び機器類の管理に関すること。 施 設 係
--	--

- (1) 浄化センターの改修（補助事業を含む。）及び維持管理に関すること。
- (2) ポンプ施設の改修（補助事業を含む。）及び維持管理に関すること。

第60条を削る。

第59条庶務系の部分を次のように改める。

企画調整係

- (1) 河川関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (2) 土木災害事務及び補助申請事務に関すること。
- (3) 都市下水路に関する企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (4) 開発行為等の事前協議及び調整に関すること。
- (5) 一級河川の総合治水に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 大和川流域総合治水対策に関すること。
- (7) 調整池の補修工事に関すること。
- (8) 建設系の工事に係るしゅん工検査に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

第59条河川第一係の部分中「河川第一係」を「建設係」に改め、同部分の第1号中「災害復旧工事」を「河川災害復旧工事」に改め、同部分の第5号中「河川第二係」を「企画調整係」に、「竣工検査」を「しゅん工検査」に改め、同条河川第二係の部分の部分を削り、同条を第60条とし、第58条の次に次の1条を加える。

（下水道室下水道建設課の事務）

第59条 下水道室下水道建設課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画調整係

- (1) 公共下水道事業計画の調査及び設計に関すること。
- (2) 公共下水道の事業認可に関すること。
- (3) 流域下水道との調整に関すること。
- (4) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の補助申請に関すること。
- (5) 農業集落排水事業関係団体との連絡に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

下水道整備第一係

- (1) 公共下水道（浄化センターを除く補助事業。次号から第4号までにおいて同じ。）工事（附帯工事を含む。）の設計及び監督に関すること。
- (2) 公共下水道の災害復旧及び修繕に関すること。
- (3) 公共下水道工事に伴う届出等その他出願に関すること。
- (4) 公共下水道工事に要する機器類の管理に関すること。

下水道整備第二係

- (1) 公共下水道（浄化センターを除く単独事業。次号から第4号までにおいて同じ。）工事（附帯工事を含む。）の設計及び監督に関すること。
- (2) 公共下水道の災害復旧及び修繕に関すること。
- (3) 公共下水道工事に伴う届出等その他出願に関すること。

- (4) 公共下水道工事に要する機器類の管理に関すること。

東部下水道係

- (1) 農業集落排水事業計画の調査及び設計に関すること。
- (2) 農業集落排水工事（附帯工事を含む。）の設計及び監督に関すること。
- (3) 農業集落排水の災害復旧及び修繕に関すること。
- (4) 農業集落排水工事に伴う届出等その他出願に関すること。
- (5) 農業集落排水工事に要する機器類の管理に関すること。

第61条を次のように改める。

（営繕課の事務）

第61条 営繕課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画調整係

- (1) 建築物及び附帯施設の建設工事に係る資料作成に関すること。
- (2) 建築物及び附帯施設の建設工事に係る企画、調査及び設計に関すること。
- (3) 建築物及び附帯施設の建設工事の現場監督及び検査に関すること。
- (4) 建築物及び附帯施設（敷地を含む。）の修繕等の調査、設計及び現場監督に関すること。
- (5) 建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

教育施設係

- (1) 教育施設建築物及び附帯施設の建設工事の計画及び設計に関すること。
- (2) 教育施設建築物及び附帯施設の建設工事の現場監督及び検査に関すること。
- (3) 教育施設建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。

公共施設係

- (1) 教育施設建築物を除く公共施設建築物（以下この条において「公共施設建築物」という。）及び附帯施設の建設工事の計画及び設計に関すること。
- (2) 公共施設建築物及び附帯施設の現場監督及び検査に関すること。
- (3) 公共施設建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。
- (4) 建築物及び附帯施設の敷地造成工事の調査、設計、現場監督及び検査に関すること。

施設耐震係

- (1) 建築物の耐震化工事等の企画、調査及び設計に関すること。
- (2) 建築物の耐震化工事等の現場監督及び検査に関すること。

設備係

- (1) 建築物及び附帯施設の設備工事の企画、調査及び設計に関すること。

- (2) 建築物及び附帯施設の設備工事の現場監督及び検査に関すること。
- (3) 建築物及び附帯施設の設備に係る修繕等の調査、設計及び現場監督に関すること。
- (4) 建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。
- 保全計画係

- (1) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る実施設計、積算資料作成に関すること。

第62条庶務係の部分を削り、同条管理係の部分を次のように改める。

企画調整係
管 理 係

- (1) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅（以下この条において「市営住宅等」という。）の入居者の募集及び選考に関すること。
- (2) 公営住宅入居者選考委員会に関すること。
- (3) 市営住宅等の維持管理に関すること。
- (4) コミュニティ住宅附設駐車場の維持管理に関すること。
- (5) 市営住宅等の家賃及び敷金に関すること。
- (6) コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金に関すること。
- (7) 中高層市営住宅駐車場の使用許可及び使用料に関すること。
- (8) 市営住宅等行政財産使用許可に関すること。
- (9) 市営住宅等に係る交付金申請の事務に関すること。
- (10) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に関すること。
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に関すること。
- (12) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に関すること。
- (13) 市営住宅等関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (14) 市営住宅等の名義人等の実態調査に関すること。
- (15) 課の庶務に関すること。

第62条に次の1項を加える。

2 前項に規定する企画調整係及び管理係の事務の範囲については、住宅課長が定める。

第65条中「各課」の次に「、室（保健所等複合施設準備室に限る。）」を加える。

第66条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条5項中「地域活動推進課」を「市民活動推進課」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 特に必要があるときは、室に主幹、室長補佐、主査及び主任を置く。

第66条第8項中「課」の次に「、室」を加える。

第67条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項か

ら第12項までを1項ずつ繰り上げる。

第69条の表市民活動部の部文化・スポーツ課の項中「文化・スポーツ課」を「文化・スポーツ振興課」に改め、同部生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課

公民館

第69条の表保健福祉部の部子育て課の項を削る。

第70条第1項中「環境検査センター所長、」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第19号

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則

奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保健総務課 企画調整係 医事係 理化学検査係 微生物検査係」を「保健総務課 企画調整係 医事係 保健・環境検査課 理化学検査係」に、「庶務係 母子保健係 微生物検査係 環境検査係」

第一係 母子保健第二係」を「医療給付係 母子保健係 予防健診係」に改める。

第4条理化学検査係の部分及び微生物検査係の部分进行削る。

第4条の次に次の1項を加える。

（保健・環境検査課の事務）

第4条の2 保健・環境検査課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

理化学検査係

- (1) 食品、家庭用品等に係る理化学試験及び検査に関すること。
- (2) 飲料水、公衆浴場水等に係る理化学試験及び検査に関すること。
- (3) その他理化学に係る試験及び検査に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

微生物検査係

- (1) 感染症及び食中毒に係る微生物検査に関すること。
- (2) 食品、飲料水、公衆浴場水等に係る微生物試験及び検査に関すること。
- (3) その他微生物に係る試験及び検査に関すること。

環境検査係

- (1) 河川水、工場排水等の試験及び検査に関すること。
- (2) 大気、悪臭等の試験及び検査に関すること。
- (3) その他環境に係る試験及び検査に関すること。

第6条第1項保健予防係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ

る。

第7条庶務係の部分中「庶務係」を「医療給付係」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条母子保健第一係の部分中「母子保健第一係」を「母子保健係」に改め、母子保健第二係の部分中「母子保健第二係」を「予防健診係」に改め、同条健康推進係の部分の第2号を次のように改める。

(2) 健康増進法（平成14年法律第103号）による機能訓練及び訪問指導に関すること。

第7条健康推進係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同部分の第7号中「(平成14年法律第103号)」を削り、同号を同部分の第6号とし、同部分中第8号を第7号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う
関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第20号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市専門委員設置規則の一部改正)

第1条 奈良市専門委員設置規則（昭和62年奈良市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市行財政専門委員の項中

建設部
技術管理課

を 総 務 部
契 約 室 に改める。
工 事 検 査 課

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「生活総務課 庶務係 福祉係 振興係」を「総務課 総務係 福祉係 地域振興係」に、「住民課 庶務係」を「住民課」に改め、同条第2項中「生活総務課」を「総務課」に改め、同項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改め、同項福祉係の部分の第4号中「児童手当」を「子ども手当、児童手当」に改め、同項振興係の部分中「振 興 係」を「地域振興係」に改め、同条第3項庶務係の部分进行削り、同項証明印鑑登録係の部分进行次のように改める。

証明印鑑登録係

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下「戸籍法等」という。）に基づく謄抄本、写しその他証明書等

の交付に関すること。

(2) 戸籍法等に基づく謄抄本、写しその他証明書等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付の請求に係るものに限る。）の作成及び送付に関すること。

(3) 印鑑の登録に関すること。

(4) 印鑑登録証明書の作成に関すること。

(5) 破産者等に係る照会回答に関すること。

(6) 住民基本台帳の閲覧に関すること。

(7) 使用料及び手数料の収納に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

第2条の2中第24号を第25号とし、第18号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 子ども手当及び児童手当に関する申請等の受付に関すること。

第2条の3第1項中「庶務課 振興係 管理係」を「総務課 地域振興係 業務係」に改め、同条第2項中「庶務課」を「総務課」に改め、同項振興係の部分中「振 興 係」を「地域振興係」に改め、同部分中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 送迎用コミュニティバスの運行に関すること。

第2条の3第2項管理係の部分中「管 理 係」を「業 務 係」に改め、同部分中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 観光施設（観光交流課の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。

第2条の3第3項第19号中「児童手当」を「子ども手当、児童手当」に改め、同項中第32号を第33号とし、第20号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 特別児童扶養手当の受付に関すること。

第2条の4第1項中「庶務課 庶務係 振興係」を「総務課 総務係 地域振興係」に、「住民課 住民係 福祉係」を「住民課」に改め、同条第2項中「庶務課」を「総務課」に改め、同項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改め、同項振興係の部分中「振 興 係」を「地域振興係」に改め、同条第3項産業係の部分中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 観光施設（観光交流課の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。

第2条の4第4項を次のように改める。

4 住民課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 住民基本台帳の閲覧に関すること。

(2) 戸籍法等に基づく各種届出等及び謄抄本、写しそ

の他証明書等の請求の受理、作成及び交付に関する
こと。

(3) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調製及び
管理に関すること。

(4) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関するこ
と。

(5) 使用料及び手数料の収納に関すること。

(6) 相続税法第58条第 1 項の通知に関すること。

(7) 人口動態調査に関すること。

(8) 住民の実態調査に関すること。

(9) 破産者等に係る照会回答に関すること。

(10) 破産者名簿、犯罪人名簿等に関すること。

(11) 印鑑の登録に関すること。

(12) 印鑑登録証明書の作成に関すること。

(13) 埋火葬の許可に関すること。

(14) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関するこ
と。

(15) 外国人登録事務に関すること。

(16) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する
法律に基づく事務処理に関すること。

(17) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関する
こと（更新を除く。）。

(18) 障害者福祉に関する申請等の受付に関すること。

(19) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関すること。

(20) 子ども手当、児童手当及び児童扶養手当に関する
申請等の受付に関すること。

(21) 特別児童扶養手当の受付に関すること。

(22) 保育所入退所の相談及び受付に関すること。

(23) 生活保護の相談及び受付に関すること。

(24) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関
すること。

(25) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関するこ
と。

(26) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関
すること。

(27) 老人保健に関する申請等の受付に関すること。

(28) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。

(29) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。

(30) 老春手帳の交付に関すること。

(31) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。

(32) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関す
ること。

(33) 課の庶務に関すること。

第 5 条第 1 項中「西部出張所生活総務課」を「西部出
張所総務課」に、「月ヶ瀬行政センター庶務課及び都祁
行政センター庶務課」を「月ヶ瀬行政センター総務課及
び都祁行政センター総務課」に改める。

（奈良市会計課設置規則の一部改正）

第 3 条 奈良市会計課設置規則（昭和37年奈良市規則第 9
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条会計調達係の部分中「会計調達係」を「会 計

係」に改め、同部分中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号
とし、第10号から第15号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 9 号中「出納保管」を「保管」に改める。

（奈良市環境審議会規則の一部改正）

第 4 条 奈良市環境審議会規則（昭和46年奈良市規則第11
号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「企画部環境保全課」を「環境政策課」に改
める。

（奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正）

第 5 条 奈良市緑花推進会議設置規則（昭和48年奈良市規
則第36号）の一部を次のように改正する。

別表建設部の項中「下水道管理課長」を「下水道総務
課長」に改める。

（奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正）

第 6 条 奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈
良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「消防局次長（消防局担当）」を「副局長」に、
「監理課長」を「契約課長」に改める。

（奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一
部改正）

第 7 条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
（平成18年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条第 1 項中「滞納整理課」の次に「債権整理課」
を加え、「差押え等」を「債権整理、差押え等」に改め
る。

第14条第 1 項中「環境検査センター」を「保健・環境
検査課」に改める。

第15条第 1 項及び第18条第 9 項中「下水道管理課」を
「下水道維持課」に改める。

第27条第 1 項第 1 号中「及び滞納整理課」を「及び滞
納整理課並びに債権整理課」に、「及び徴収に」を「及
び徴収並びに税外未収債権調査等に」に改め、同項中第
14号を第16号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(15) 下水道維持課の職員で、工事等の現場監督に従事
した技術職員

第27条第 1 項第13号中「下水道管理課」を「下水道総
務課」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を
第13号とし、第 8 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、
同項第 7 号中「農林課、河川課及び技術管理課」を「工
事検査課、農林課及び河川課」に改め、同号を同項第 8
号とし、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号
までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加え
る。

(2) 債権整理課の職員で、税外未収債権調査等に従事
した事務職員

（奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第 8 条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39
年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「環境検査センター、」を削る。

（奈良市税条例施行規則の一部改正）

第9条 奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部長」の次に「、総務部参事」を加える。

（奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成14年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企画部環境保全課」を「環境政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月31日揭示済）

奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第21号

奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則

奈良市情報化推進委員会設置規則（平成14年奈良市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「情報化推進アドバイザー」を「最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を補佐するCIO補佐官である情報化推進アドバイザー」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月31日揭示済）